

告示第 10 号

輪島市穴水町環境衛生施設組合物品（テレビ）売却の公告

組合が所有する物品(テレビ)について、売却を行うので、次のとおり公告する。

平成29年10月11日

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組 合 長 石 川 宣 雄

1. 件名 物品（テレビ）売却業務

2. 売却物件
別紙のとおり

3. 申請方法

(1) 購入希望者は、この公示の日以後、下記のとおり必要書類を提出するものとする。

○提出期限

平成29年10月19日（木） 午前10時必着

○提出場所

石川県輪島市門前町原1の15番地1

輪島穴水地域RDFセンター 輪島市穴水町環境衛生施設組合 事務局

○提出書類

1・組合所有財産買受願

2・入札書（封筒に入れて提出。封筒についてはホームページ参照）

3・身分を証明するもの（免許証のコピー等）

（組合所有財産買受願と入札書については組合のホームページに載せる）

4. 売却に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者、又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人、又は法人であること。

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2

条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

- (3) 該当物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記（2）～（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 輪島市又は穴水町の住民基本台帳に登録してある者。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (10) 20歳以上の者であること。
- (11) 組合所有財産買受願によりあらかじめ参加申し込みをした者であること。
- (12) 輪島市穴水町環境衛生施設組合職員とその配偶者及び三親等以内の者でないこと。

5. 物品確認の日時及び場所

- (1) 日 時：公告日から平成29年10月18日（水）午前9時から正午、午後1時から午後3時の間で双方調整し決定する。（必ず組合事務局に立ち寄ること。）
- (2) 場 所：石川県輪島市門前町原1の15番地1 輪島・穴水地域 RDFセンター
- (3) その他：物品確認を希望する者は、必ず事前に輪島市穴水町環境衛生施設組合（電話 0768-42-1112）に連絡し、希望日時を申し出ること。なお、物品確認をしない場合も入札に参加できるが、その場合は現況を把握したものとして取扱うものとする。

6. 売却の無効に関する事項

- (1) 売却に参加する資格のない者。
- (2) 金額、氏名その他入札要件の確認できない記載をした者。
- (3) 談合その他不正な行為により入札を行ったと認められる者。
- (4) 同一事項につき2以上の入札をした者。
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて見積した者。
- (6) 2人以上の代理人となって入札した者。
- (7) その他、指示した条件に違反して入札した者。

7. 落札者の決定方法

- (1) 開札は平成29年10月19日午前10時から非公開で行うものとする。
- (2) 落札者は予定価格以上であって、最高価格の入札書を提出した者とする。
- (3) 最高価格で見積した者の価格が契約内に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、または公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当と認められる場合は、次順位者を契約の相手とする。
- (4) 申し込み者がいない場合を除き入札は成立する。
- (5) 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは「くじ」により落札者を決定する。

8. 契約

契約締結は、通知した日から起算して5日（土、日、祝日を除く）以内とする。また、この公告に定めのない事項及びこの公告について疑義を生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

ただし、買受入れが代金を即納して物品を引き取るときは契約書を作成しない。

9. 売買（契約金額）代金

落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を売買代金とし、売買代金は現金による即納又は落札の日から14日（土、日、祝日を除く）以内に、組合発行の納入通知書により納付する。

10. 物件の引渡し

- (1) 契約に要する費用、搬送等は、購入者の負担とする。
- (2) 落札物件は代金の納入を確認後、本組合の指定する日に現状のまま引き渡すものとする。
- (3) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、充分理解した上で参加すること。また輪島市穴水町環境衛生施設組合は引渡し後の故障及び瑕疵（かし）担保

責任を負わない。

1 1. 問い合わせ先

石川県輪島市門前町原1の15番地1

輪島市穴水町環境衛生施設組合事務局管理課

電話 0768-42-1112

FAX 0768-42-1113

ホームページアドレス <http://www.waanakankyo.jp/>

メールアドレス waanakumiai@ca1.wannet.jp